



員の任期は、同法第二十二条において準用する  
同法第六条第一項の規定にかかるわらず、内閣總  
理大臣の指定することにより、二人について  
は一年六月、三人については三年とする。  
前条第二号に掲げる日の前日において原子力  
委員会の原子炉安全専門審査会の審査委員であ  
る者の任期は、旧設置法第十四条の三第四項の  
規定にかかるわらず、その日に満了する。

規定期限

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七  
八号）

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九  
年七月一日から施行する。

この法律の施行日の前日において法律の規  
定により置かれている機関等で、この法律の施  
行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ  
る改正後の關係法律の規定に基づく政令（以下  
「關係政令」という。）の規定により置かれるこ  
となるものに關し必要となる経過措置その他  
この法律の施行に伴う關係政令の制定又は改廃  
に關し必要となる経過措置は、政令で定めるこ  
とができる。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一  
〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法  
律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日か  
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第  
三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十  
一条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の總理府、  
法務省、外務省、大藏省、文部省、厚生省、農  
林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働  
省、建設省又は自治省（以下この条において  
「従前の府省」という。）の職員（國家行政組織  
法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条の審  
議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会  
議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員  
並びに（これらに類する者として政令で定める  
ものを除く。）である者は、別に辞令を發せら  
れない限り、同一の勤務条件をもつて、この法  
律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務  
省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水  
産省、通商産業省、国土交通省若しくは環境省  
（以下この条において「新府省」という。）又は

（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

これに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

**第十条** 第十六条の規定による改正後の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（以下この条において「新両委員会設置法」という。）第五条第一項の規定による原子力委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

内閣総理大臣は、新両委員会設置法第五条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、この法律の施行の日の前日において現に従前の総理府の原子力委員会の委員である者のうちから、両議院の同意を得ることなく、内閣府の原子力委員会の委員を任命することができる。この場合において、その委員の任期は、新両委員会設置法第六条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日において引き続き従前の総理府の原子力委員会の委員であるとした場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際現に従前の総理府の原子力安全委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新両委員会設置法第二十二条において準用する新両委員会設置法第五条第一項の規定により、内閣府の原子力安全委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新両委員会設置法第二十二条において準用する新両委員会設置法第六条第一項の規定にかかるらず、同日における従前の総理府の原子力安全委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

**4** この法律の施行の際現に従前の総理府の原子力安全委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新両委員会設置法第十五条第一項の規定により、内閣府の原子力安全委員会の委員長に定められたものとみなす。

この法律の施行の日の前日において現に学識経験のある者のうちから任命された原子力安全委員会の原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員並びに緊急事態応急対策調査委員である者の任期は、第十六条の規定に

（委員等の任期に関する経過措置）

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において、次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。  
一から七まで 略

八 原子力委員会

（別に定める経過措置）

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一九年一二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

**第三条** 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。  
一から五まで 略

六 第二十八条の規定による競馬法第二十三条の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第四項、科学技術會議設置法第七条第四項、宇宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会法第十一条、地価公示法第十五条第四項、航空事故調査委員会設置法第六条第四項及び国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年一二月一七日法律第一五六号）抄

（施行期日）

二 第七条第二項、第十二条第二項、第二十一条第一項の表第二十一条の項、第三十七条並びに附則第七条、第十三条及び第十四条の規定による。この法律の公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一八日法律第四百七十八号）抄

（施行期日）

附 則（平成一四年六月二七日法律第四百七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る）。

第三条 第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日一部改正に伴う経過措置

第四条 この法律の施行の日の前日において原子力安全委員会の委員並びに原子力安全委員会の専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員並びに緊急事態急対策調査委員である者の任期は、前条の規定による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条において準用する同法第六条第一項並びに同法第十七条第三項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）及び第二十条の二第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

第五条 原子力安全委員会の委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行の日以後も、なお従前の例による。

第六条 （罰則の適用に関する経過措置）

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年六月二七日法律第八  
七号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日の前日において原子力委員会の委員長及び委員である者の任期は、原子力委員会設置法第六条第一項の規定にかかるず、その日に満了する。

3 この法律の施行後最初に任命される原子力委員会の委員の任期は、原子力委員会設置法第六条第一項の規定にかかるらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人のうち、一人は一年六月、一人は三年とする。